

鳥取県告示第 220 号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 16 年鳥取県規則第 73 号）第 3 条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

条 例 等	条 項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）	第62条第1項	法人の設立届出書	平成19年 3 月 13 日
鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）	第9条第1項	行政財産使用許可申請書（境港水産事務所に係るものに限る）	〃
	第11条第1項	行政財産使用目的（原形）変更承認申請書（境港水産事務所に係るものに限る）	〃
	第13条	行政財産使用料減免申請書（境港水産事務所に係るものに限る）	〃
鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）	第3条第2項	漁港施設滅失（損傷）届	〃
	第4条第1項	指定区域内制限行為承認申請書	〃
	第7条第2項	危険物等荷役許可申請書	〃
	第11条第1項	漁港施設利用届	〃
	第12条第1項	漁港施設占用許可申請書 工作物新築（改築、増築又は除去）許可申請書	〃
鳥取県漁港漁場整備法施行細則（昭和34年鳥取県規則第14号）	第10条	変更許可（承認）申請書	〃
	第11条	占用廃止届	〃
	第15条	漁港区域内における行為着手（完了）届	〃
	第16条	氏名（名称、住所）変更届	〃
港湾法施行細則（昭和51年鳥取県規則第52号）	第7条	占用工事等完了届	〃
	第8条	住所等変更届	〃
	第9条	許可行為廃止届	〃
鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）	第3条第1項	港湾施設の使用等の許可申請書	〃
		係留施設使用許可申請書	〃
		上屋使用許可申請書	〃
		船舶給水許可申請書	〃
第5条第2項	港湾施設使用料減免申請書	〃	
鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則（昭和61年鳥取県規則第69号）	第2条	臨港地区分区内禁止構築物建設（改築・用途変更）許可申請書	〃
鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）	第3条	災害危険区域における建築許可	〃
	第4条	がけ付近の建築物の建築認定	〃

	第6条	特殊建築物等の敷地と道路との関係の特例認定	〃
	第9条	自動車車庫等の出入口と道路との関係の特例認定	〃